

障害福祉サービスを利用する方へ

案内図

サービス等利用計画って何だろう？

みなさんにお知らせです。

平成24年4月より、障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画を作成することになりました。

このパンフレットでは、利用するまでの流れについて説明をしていきます。



さまざまなサービスの利用を通して、ご本人やご家族の希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成するものです。



計画を作る人は担当の相談支援専門員です。相談支援専門員はケアプランを作るほか、さまざまな相談にも対応します。

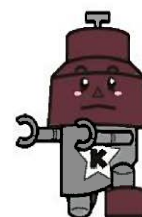
ご相談から利用までの流れ(概要版)については、中面をご覧ください。

お問い合わせは・・・
川口市福祉部障害福祉課
〒332-8601
川口市青木2-1-1
支援係:259-7926(直通)

または、お近くの相談支援事業所にご相談ください。



川口市



サービス利用までの流れ

① サービス利用の申込み

障害福祉課または市内の特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所に相談します。



② 申請をします

障害福祉課に申請をします(相談支援専門員による代行も可能です)。



③ サービス等利用計画案の作成依頼

作成をお願いしたい特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所を決定します。また、セルフプラン(自己作成)もできます。



④ 認定調査を行います

調査員がご本人の身体状況や生活状況についての調査を行います。

⑤ 障害程度区分の決定

審査会でご本人の障害程度区分が決定します(訓練等給付の場合はなし)。



⑥ サービス等利用計画案の提出

③で作成した計画案を障害福祉課へ提出します。



⑦ サービス利用の支給決定

障害福祉課から支給決定のお知らせ(通知)を行います。



⑧ サービス担当者会議の開催

本人、家族および関係者を交えた会議を開催します。会議を踏まえて新しいサービス計画を作成します。



⑨ サービス利用の開始となります

相談支援専門員とは・・・

埼玉県主催の専門の研修を受けた障害福祉分野における専門の相談員です。ぜひ、お気軽にご相談ください。

